

松ヶ丘緑自治会 個人情報取扱規程【内規】

第 1 条（目的）

この規程は、個人情報が慎重に取扱われるべきものであることに基づき、松ヶ丘緑自治会（以下自治会という）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第 2 条（責務）

自治会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条（周知）

自治会は、この個人情報取扱規程を、回覧等により、会員に周知するものとする。

第 4 条（管理者）

自治会における個人情報の管理者は、会長及び会長が指名した役員とする。

第 5 条（取扱者）

自治会における個人情報の取扱者は、役員及び組長もしくは会長が指名した会員とする。

第 6 条（秘密保持義務）

自治会における個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的には使用しない。その職を退いた後も、同様とする。

第 7 条（個人情報の取得）

自治会は、会長が行政から取得した情報、個人情報の管理者・取扱者が自治会加入届などで、会員又は会員になろうとするものから受理すること等により、個人情報を取得するものとする。

2 要援護者の支援のため、法に定める障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する場合、本人の同意を得て取得する。

3 自治会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日（もしくは年齢）、性別、住所、電話番号、世帯人数、援護の要否、緊急連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

第 8 条（利用目的）

自治会が保有する個人情報は、活動推進のため、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- （1）会費の請求・管理、各種連絡、その他文書の送付など
- （2）自治会員名簿の作成および地図の作成
- （3）慶弔対応等の対象者の把握
- （4）災害等の緊急時における支援活動
- （5）災害等に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

第 9 条（管理）

個人情報は、会長又は会長が指名する役員が保管するものとし、ルールを定め、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 10 条（目的外提供）

個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難など

き。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
- (5) 個人情報のうち役員に関するものについては、自治体、自治会連合会、これらに準じる公共目的の団体・学校が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

第 11 条（開示）

会員は、第 7 条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対し、開示を請求することができる。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について、請求があったとき、個人情報保護法第 28 条第 2 項（※）に該当する場合を除き、本人に開示する。

第 12 条（個人情報の訂正等）

会員は、第 7 条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対し、訂正等を求めることができる。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。ただし、すでに、提供されている場合は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとする。

第 13 条（記録）

管理者・取扱者は、個人情報を第三者に提供した場合や、訂正・削除・開示など実施した場合など記録を作成し保存する。

第 14 条（漏洩発生時等の対応）

取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、棄損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実および原因の確認、被害拡大の防止、影響を与える本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

第 15 条（開示請求及び苦情相談窓口）

自治会における開示請求および苦情相談窓口は、会長又は会長が指名した役員とする。

【参考】個人情報保護法・第 28 条の抜粋

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

第16条（電子データの取り扱い）

電子データの取り扱いについては、以下の点を留意することとする。

- （１）個人情報に記載されたデータは、自治会で管理する USB メモリ以外で外部環境に持ち出してはならない。
- （２）クラウド環境等で個人情報を管理する場合、パスワードを設定する等セキュリティ対策に努めなければならない。
- （３）やむを得ず電子データを持ち出す場合は、管理者の承認を得なければならない。
- （４）紛失、盗難等による情報漏えいを防止する等、その取扱いには十分留意することとする。

2018年4月29日（2018年度通常総会にて役員会へ一任）

制定 2018年5月26日（役員会にて承認）

改定 2024年4月14日（2024年度通常総会）